

仮処分命令申立書

令和●年●月●日

東京地方裁判所民事第9部御中

債権者代理人弁護士 ●

当事者の表示 別紙当事者目録に記載
被保全権利 人格権侵害差止請求権

申立の趣旨

債務者は、別紙検索結果目録記載の検索サイトにおいて、同目録記載の各収集元 URL にかかる URL 等情報（表題、URL 及び抜粋）を仮に削除せよとの裁判を求める。

申立の理由

第1 被保全権利

1 本件検索結果

別紙検索結果目録記載の検索サイト（以下「本件サイト」という）で同目録記載の検索キーワードにより検索すると、同目録記載の収集元 URL にかかる別紙 URL 等情報目録記載の各検索結果（以下「本件検索結果」）が表示される（甲●：検索画面）。

2 人格権侵害差止請求権

本件検索結果は、別紙権利侵害の説明記載のとおり、債権者の人格権を違法に侵害する（甲●）。

債務者は本件サイトを管理・運営しており（甲●）、本件検索結果は債務者自

身の表現行為という側面を有するから（最三決平 29.1.31 民集 71 卷 1 号 63 頁）、客観的には債務者が債権者の人格権を侵害していると評価できる。

3 小括

したがって、債権者は債務者に対し、被保全権利として人格権侵害差止請求権を有する。

第 2 保全の必要性

1 削除されない場合の被害拡大の危険

本件投稿はインターネットで常に公開されており、時間の経過により、閲覧される機会が増え、人格権侵害の被害が拡大する。

2 小括

したがって、インターネットでの閲覧の機会を減らすため仮に削除を求めておく必要がある。

以上

疎明方法

証拠説明書に記載

添付資料

- 1 甲号証写し……………各 1 通
- 2 証拠説明書…………… 1 通
- 3 委任状…………… 1 通
- 4 資格証明書…………… ●通

(別紙) 当事者目録

〒● ●

債権者 ●

〒● ●

●法律事務所 (送達場所)

電話 ● FAX ●

債権者代理人弁護士 ●

アメリカ合衆国98052ワシントン州、レッドモンド、ワン・マイクロソフト・
ウェイ

債務者

マイクロソフト・コーポレーション

上記代表者 (日本における代表者) 平野 高志

(送達先)

〒100-0013 東京都千代田区霞が関一丁目4番1号日土地ビル4階

(別紙) 検索結果目録

検索サイト	https://www.bing.com/
検索キーワード	●

番号	収集元URL
1	https://●blog.jp/archives/●.html

(別紙) URL 等情報目録

番号	1
収集元 URL	https://●blog.jp/archives/●.html
表題	●のブログ
URL	https://●blog.jp/
抜粋	このブログでは●が●であることを説明します。●●

(別紙) 権利侵害の説明

1 同定可能性



2 違法な人格権侵害



以上

仮処分命令申立事件

債権者 ●

債務者 マイクロソフト・コーポレーション

上申書

令和●年●月●日

東京地方裁判所民事第9部御中

債権者代理人弁護士 ●

1 第三者供託上申

本件の発令に際しては、第三者●●による立担保を許可されたく上申します。

以上